平成３０年（フ）第７８号
長野県安曇野市豊科175番地２
債務者　野田　常元
1　決定年月日時　平成30年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
長野地方裁判所松本支部

平成３０年（フ）第３９号
長野県下伊那郡売木村1723番地
債務者　多田良敬子
1　決定年月日時　平成30年５月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成３０年（フ）第１０４号
京都市山科区川田山田10番地13
債務者　森　三紀子
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２８３号
京都市西京区大枝東長町１番地542　リラクセ大枝301号、住民票上の住所京都市西京区大枝北沓掛町２丁目12番地の３　サンシティ桂坂参番館519号
債務者　岡崎久美子
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第３２９号
京都市南区唐橋琵琶町９番地　第１洛西ハイツ510、前住所京都市南区唐橋平垣町５番地１
債務者　山﨑　健太
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第３４８号
京都市右京区梅津尻溝町41番地47
債務者　田辺　佳帆
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第４２２号
京都市伏見区桃山羽柴長吉東町83番地６リ・シェル朝日　５Ｅ号室、前住所京都府宇治市木幡平尾28番地の243
債務者　竹田　和高
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第４４０号
京都市伏見区桃山福島太夫西町18番地
債務者　阿武　亮一
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第４７６号
京都市東山区塩小路通東大路西入本瓦町659番地の２　コーポ奥田１号室
債務者　大淵　麻子（旧姓東）
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第６２号
松江市浜佐田町860番地１　ＴＡＫＥ－ＵＰⅢ102号
債務者　松本　貴弘
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
松江地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１２３号
大分県別府市上人仲町13番30号　吉田アパート１Ｆ
債務者　箕田　伸治
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１４７号
大分県別府市石垣東３丁目６番21－409号　コーポ宝泉寺Ｂ
債務者　後藤　賢治
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１４８号
大分県別府市大字亀川1839番地の２　県営上平田住宅２Ａ－３－41号
債務者　藤原　和香
1　決定年月日時　平成30年５月24日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第８２号
宮崎県延岡市北一ケ岡３丁目14番１－101号
債務者　大﨑　智子
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第４０号
宮城県遠田郡美里町北浦１丁目55番地１
債務者　伊藤　洋子
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成３０年（フ）第１２号
山形県新庄市上金沢町９番７号
債務者　今田　明広
1　決定年月日時　平成30年５月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
山形地方裁判所新庄支部